

鳥取県告示第667号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	平成21年度から平成23年度まで	岩美町(大字浦富の一部〔901〕)の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	平成24年9月28日
東伯郡三朝町	平成17年度から平成22年度まで	三朝町(大字片柴及び大字吉田の各一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字片柴及び大字吉田の各一部	〃
〃	平成18年度から平成21年度まで	三朝町(大字三徳の一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字三徳の一部	〃
〃	平成20年度及び平成21年度	三朝町(大字東小鹿の一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字東小鹿の一部	〃